

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業柏木沼地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和七年四月十一日から

令和七年四月三十日まで

二 縦覧場所

嵐山町役場

嵐山町のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ